

介護サービスを利用する人

同じ月に利用した介護サービス利用者負担額の合計が高額になり、限度額を超えた時に超えた分が給付される介護サービスについて、「現役並み所得者」段階が細分化されます。

令和3年7月まで

※下記以外の町民税非課税世帯などに変更はありません。

区分	限度額
現役並み所得者 (年収約383万円以上)	44,000円(世帯)

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万円～1,160万円未満	93,000円(世帯)
年収約383万円～770万円未満	44,400円(世帯)

介護保険施設に入所中の人やショートステイを利用する人

介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設など)への入所やショートステイ利用時の居住費や食費が、一定の要件を満たした場合に限度額までの負担となる、「介護保険負担限度額制度」が変わります。

変更のポイント

- ・今まで一律だった預貯金要件を段階ごとに設定
- ・第3段階区分を年金収入などの額により分割
- ・新たに、ショートステイ時の食費を設定

令和3年8月から

※着色部分に変更。また、()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額。なお、年金収入等とは、非課税年金を含む公的年金等収入額にその他の合計所得金額を加えたもの。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	下段はショートステイ時
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員町民税非課税で、 老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円 300円
第2段階	世帯全員町民税非課税で、 年金収入等が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 600円
第3段階 ①	世帯全員町民税非課税で、 年金収入等が80万円を超え 120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 1,000円
第3段階 ②	世帯全員町民税非課税で、 年金収入等が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 1,300円

要件を満たさない場合は、施設との契約により決められた金額を支払うことになります。

対象者

益城町に住民登録がある保護者などに扶養されている現役大学生など。在学中であれば、昨年度の「県外大学生等応援金」の給付を受けた人や、県内の学校に通う人も対象。就業中で夜間部(第2部)などへ通学している場合は対象外です。

申請方法

大学生等本人が、次の①か②の方法で申請してください。

- ①町HPから申し込み(必要書類等をよくご確認ください)
- ②郵送(様式は町HPでダウンロード)

問 企画財政課 復興企画係

☎ 234 - 6150 (大学生等応援給付金事業専用番号)

